

## (2) 福祉部会における議論等

# 旧「福祉人材確保指針」の概要 (平成5年4月14日厚生省告示第116号)

## 1 現状と今後の見通し

- ◎ 福祉サービスの質の向上と量的拡充のために人材確保が不可欠
- ◎ 今後、若年労働力人口の減少が予想される中で、社会福祉分野での労働力需要は急増
  - ・ 社会福祉事業全体で平成2年現在75万人の従事者を、平成12年(2000年)には111万人程度確保する必要

## 2 社会福祉事業従事者確保の目標

- ① 専門的知識・技術と豊かな人間性を備えた資質の高い人材を早急に養成
- ② 処遇の改善等により、魅力ある職場づくりを推進し、必要な人材を確保
- ③ ①及び②により、国民のニーズに対応した適切なサービスを提供

## 3 具体的措置

経営者は、人材確保のための措置に積極的に取り組む。これに対し、国及び地方公共団体は、措置費の改善、福祉人材センター事業の拡充、福利厚生センターの設立を始めとする支援措置を講ずる。

- ◎ 養成力の強化・従事者の資質の向上
  - ・ 介護福祉士等福祉専門職の養成力の強化
  - ・ 生涯にわたる研修体系の確立
  
- ◎ 職務の困難性、専門性を適切に評価した、賃金、労働時間、福利厚生等の改善
  - ・ 適切な給与水準の確保
  - ・ 週40時間労働制の実現
  - ・ 年次有給休暇の完全取得
  - ・ 夜間勤務、祝日勤務の負担軽減
  
- ◎ 業務体制の見直し、業務の省力化、サービスの向上
  - ・ 夜勤、宿日直勤務のみを行う介護職員の採用
  - ・ 短時間就労、特定時間就労等従事者が受け入れやすい多様な勤務体制の整備
  - ・ 福祉サービスの評価基準の確立と業務のマニュアル化、効率化
  - ・ 介護機器の活用、事務の電算化
  
- ◎ 就業の促進
  - ・ 福祉人材センターを通じた、就労あっせん、人材掘り起こしの促進
  - ・ 男性の参入の促進
  
- ◎ 従事者の社会的評価の向上
  
- ◎ 社会福祉法人の経営の多角化、経営基盤の強化

# 福祉部会意見書における指摘

介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見（平成18年12月12日）（抜粋）

## 第1 介護福祉士制度の在り方について

### IV 介護の担い手の人材確保

- 介護の担い手の人材確保については、介護福祉士の資格を取得している者のうち、実際には就業していない者も多い現状を踏まえ、総合的な福祉人材確保対策を講じていくべきであり、引き続き本部会において審議を行い、社会福祉法に基づく「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」の見直し等について、検討を行っていくこととするが、これまでに行われた議論を整理すると、以下のとおりとなる。
- 介護福祉士資格取得者には、資格取得後のOJTのほか、生涯にわたって自己研鑽し、介護の専門的な能力の向上に努めることが求められていることから、生涯を通じた能力開発とキャリアアップへの支援を行っていくことが重要である。  
このため、職能団体等による資格取得後の研修の実施に向けた取組等による体制の整備のほか、介護福祉士を雇用する事業者の側においても、介護福祉士の研修機会を確保するような積極的な取組が求められる。
- また、介護職員の就労状況については、
  - ・ 全産業の平均的な離職率に比べ、離職率が高い
  - ・ 賃金の水準が業務内容に見合った水準になっていないのではないか
  - ・ 規模の小さい事業所においては、福利厚生の実施が困難である
  - ・ 仕事のやりがいや処遇等を理由に転職する者がいる一方、他分野からの転職も多いといった特徴が指摘されている。  
このため、介護労働者の雇用管理の改善、能力開発等の取組の推進、福利厚生センターの活用等による福利厚生の実施、都道府県人材センター等による無料職業紹介事業や潜在マンパワーの掘り起こし、介護業務の社会的評価の充実、優れた人材の確保・育成に重点を置いた経営モデルへの転換等に取り組んでいくべきである。さらに、介護保険制度等の中でも介護福祉士を積極的に位置付けていくべきであり、介護報酬等において評価を行うことも含め、サービスの質に応じた評価の仕組みを構築していく観点から検討を行っていくべきである。

## 福祉部会における福祉人材確保指針に関する審議経過

### 第1回 平成19年3月29日

- ・ 「人材確保指針の見直しについて」(旧人材確保指針の概要)、財団法人介護労働安定センター 野寺康幸理事長、社会福祉法人大阪府福祉人材センター 上田哲夫所長からのプレゼンテーション 等

### 第2回 平成19年4月20日

- ・ 「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針について」(人材確保指針を取巻く状況)、社会福祉法人横浜長寿会 篠原正治理事長、特別養護老人ホーム「まどかの郷」 太田二郎施設長からのプレゼンテーション 等

### 第3回 平成19年5月30日

- ・ 「人材確保指針の見直しについて(議論のたたき台)」(骨子案) 等

(第3回の議論を踏まえ、一部修正した骨子案により、国民への意見募集(平成19年6月8日～平成19年6月21日)、都道府県への意見照会を実施。)

### 第4回 平成19年7月4日

- ・ 「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針(案)について」(改正案) 等

### 第5回 平成19年7月26日

- ・ 厚生労働省からの諮問、福祉部会として了承

平成19年8月1日

- ・ 社会保障審議会からの答申

## 社会保障審議会福祉部会名簿

氏 名	役 職
石原 美智子 <small>いしはら みちこ</small>	株式会社新生メディカル代表取締役
石橋 真二 <small>いしばし しんじ</small>	社団法人日本介護福祉士会会長
井部 俊子 <small>いべ としこ</small>	聖路加看護大学学長
◎ 岩田 正美 <small>いわた まさみ</small>	日本女子大学人間社会学部教授
江草 安彦 <small>えぐさ やすひこ</small>	社団法人日本介護福祉士養成施設協会会長 (社会福祉法人旭川荘名誉理事長)
小島 茂 <small>おじま しげる</small>	日本労働組合総連合会総合政策局生活福祉局長
○ 京極 高宣 <small>きょうごく たかのぶ</small>	国立社会保障・人口問題研究所所長
鴻江 圭子 <small>こうのえ けいこ</small> (～平成19年5月29日)	社団法人全国老人福祉施設協議会副会長 (委員就任時)
木間 昭子 <small>このま あきこ</small>	NPO法人高齢社会をよくする女性の会理事
駒村 康平 <small>こまむら こうへい</small>	慶應義塾大学経済学部教授
白澤 政和 <small>しらさわ まさかず</small>	社団法人日本社会福祉士養成校協会会長 (大阪市立大学大学院教授)
高岡 國士 <small>たかおか こくし</small>	全国社会福祉施設経営者協議会会長 (社会福祉法人成光苑理事長)
鶴 直明 <small>つる なおあき</small>	社団法人日本経済団体連合会社会保障委員会 医療改革部会委員
中島 隆信 <small>なかじま たかのぶ</small>	慶應義塾大学商学部教授
福田 富一 <small>ふくだ とみかず</small>	栃木県知事
堀田 力 <small>ほった つとむ</small>	財団法人さわやか福祉財団理事長
村尾 俊明 <small>むらお としあき</small>	社団法人日本社会福祉士会会長
森 貞述 <small>もり さだのり</small>	全国市長会介護保険対策特別委員会副委員長 (愛知県高浜市長)
吉岡 正勝 <small>よしおか まさかつ</small> (平成19年5月30日～)	社団法人全国老人福祉施設協議会副会長

(五十音順・敬称略)

注) ◎は部会長、○は部会長代理。

### (3) 人材確保指針の概要